

平成28年度 市民税・県民税 国民健康保険税 の申告について

市民税・県民税の申告

平成28年度の市民税・県民税の申告が始まります。

この申告は、市民税・県民税や国民健康保険税の算出のみでなく、税証明を交付する場合にも必要なものです。また、この申告がないと諸手当等の支給や団地入所申込みの手続き等に支障をきたしますので、必ず期限内に申告をしてください。

申告の内容につきましては、1月下旬に発送予定の「申告書」及び「しおり」をご覧ください。

自営業で年収1,000万を超える方や青色申告をしている方は税務署での申告となります。下段の沖繩税務署の確定申告もご覧ください。

郵送による申告の受付

前年中に所得のなかった方、または源泉徴収票・保険控除料控除の証明書などの必要書類がそろっている方は、申告書に必要事項を記載し、書類を同封して切手を貼って郵送してもかまいません。

ただし、記載内容や書類に不備のある場合はお呼び出しすることがありますので電話連絡先は必ず記入してください。また、障がい者控除を受ける方は、障がい者手帳の写しを同封してください。

※営業・農業・不動産収入等のある方は領収書等の確認が必要となり、郵送での受付はできませんのでご了承ください。

沖繩税務署の確定申告

「所得税」「消費税」の生じる方は確定申告が必要となります。

沖繩税務署の平成27年分の確定申告会場は次のとおりです。

【場所】 沖繩商工会議所ホール
【期間】 2月8日～3月15日
 (土・日・祝日を除く)

【受付時間】 午前9時～午後4時
 ※会場の混み具合によって受付終了時間が早まる場合があります。

【お問い合わせ】
 沖繩税務署 ☎ 938-0031

給与支払報告書の提出について

所得税の源泉徴収義務がある事業主(給与支払者)は、法人・個人を問わず前年中に支払った給与について、給与支払額の多少にかかわらず、アルバイト・パート等を含むすべての従業員の給与支払報告書を作成し、従業員の1月1日現在における住所地の市町村に提出することが法令により義務付けられています。従業員の住民税算定に必要な書類になるため正しく記入し、期限内に提出をお願いします。

【提出期限】 2月1日(月)

受付時間				
午前部 9:00～11:30 午後部 1:30～4:00				
◎時間外受付(休日、夜間)を実施致します。下記日程、場所をご確認ください。				
日付	対象地域		会場	
	午前	午後		
2/5(金)	島しょ地域		平安座自治会	
2/8(月)	与那城地区		与那城地区公民館	
2/9(火) ・10(水)	勝連地区・与那城地区		勝連シビックセンターホール	
2/11(木)	※建国記念の日(公休)			
2/12(金)	曙・南榮・城北・中央・松島・宮前・東山・伊波	石川全域	石川保健相談センター	
2/15(月)	旭・港・嘉手苺・山城・石川前原・東恩納・美原			
2/16(火)	具志川・安慶名			
2/17(水)	田場・喜仲	市内全域	健康福祉センター「うるみん」3階ホール	
2/18(木)	赤野・宇堅・天願・昆布・栄野比			
2/19(金)	川崎・西原・大田・前原			
2/22(月)	赤道・新赤道・高江洲			
2/23(火)	平良川・上平良川・塩屋・豊原			
2/24(水)	みどり町・兼箇段			
2/25(木)	江洲・宮里・川田			
2/26(金)	米原・上江洲・志林川			
2/29(月) ～3/15(火)	市内全域			

2月28日(日)
午前9時～11時30分
※午前中のみ

3月11日(金)
午後6時～8時は時間外受付も行います。

※うるま市役所新庁舎(本庁舎)窓口では申告受付致しません。
 ※駐車場の台数に限りがありますので、乗り合い又は公共交通機関をご利用ください。
 ※最終日に近くなると非常に混雑します。申告はお早めにお済ませください。
 うるま市役所市民税課 TEL.098-973-5382

消費税の確定申告が必要な方

平成25年分の課税売上高が1,000万円を超える場合は、平成27年分の消費税の申告・納税が必要です。

平成25年(基準期間) → 平成26年 → 平成27年(課税期間)

1,000万円超 課税事業者

※平成27年分の課税売上高が1,000万円以下であっても、平成27年分の消費税の申告・納税が必要となります。

【ご注意ください!】帳簿及び請求書等の保存について
 課税仕入れ等に係る消費税額を控除するには、その事実を記録した帳簿及び請求書等の両方の保存が必要となります。

便利な 申告書の作成は「確定申告書作成コーナー」で!!

申告と納税は期限内に

平成27年分の確定申告・納期限

[所得税及び復興特別所得税・贈与税]
3月15日(火)

[消費税・地方消費税(個人事業者)]
3月31日(木)

納税は便利な口座振替をご利用ください【振替日】

[所得税及び復興特別所得税]
4月20日(水)

[消費税・地方消費税(個人事業者)]
4月25日(月)

詳しくは **国税庁** で **検索**

【お問い合わせ】 市民税課 ☎ 973-5382